

国不専建第63号
令和6年3月29日

建設業者団体の長

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長
(公 印 省 略)

安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成等について

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」の提言を踏まえて、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及等に関して検討を進めてまいりました。このうち、「安全衛生対策項目の確認表」については、令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表の作成について」（令和5年8月9日国不専建第24号）を発出し、建設業者団体等における取組を要請したところです。

今般、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を促進するため、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」（以下「作成手順」という。）（別添1）」を作成しました。各専門工事業団体におかれましては、「作成手順」及び先行的に作成した工種の標準見積書※（別添2）を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくようお願いいたします。

また、すべての建設企業におかれましては、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いいたします。

なお、標準見積書の作成及び活用については、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成 25 年 5 月 10 日付国土建労第 7 号）及び「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」（令和 3 年 12 月 1 日付国不建キ第 15 号）において法定福利費及び労務費の内訳明示及び労務費の見積りにおける建設技能者の地位や技能の反映の推進を要請しており、引き続き、取組を進めていただくようお願いいたします。

※ 専門工事業団体の協力を得て、2 工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課
専門工事業・建設関連業振興室 沖川、青木

Tel : 03-5253-8111 （内線 24861、24813）

03-5253-8282 （直通）

Fax : 03-5253-1555